

◎新潟県告示第225号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年2月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中

「

歯科技工士国家試験	科目別得点、総合得点	〃	医務薬事課
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	医務薬事課、保健所、新潟市保健所

」を

「

毒物劇物取扱者試験	科目別得点、総合得点	〃	医務薬事課、保健所、新潟市保健所
-----------	------------	---	------------------

」に

改める。